平成２８年（フ）第５６５号
大阪府岸和田市大町１丁目９―14　ルルあけぼの102号室、申立時の住所大阪府岸和田市大町440番地クメダマンション201号
債務者　山内　雅人
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５７２号
大阪府泉南郡熊取町朝代西４丁目３番17号
債務者　森　　恵美
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
大阪府和泉市伯太町４丁目８番44号
債務者　山崎　　淳
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
大阪府泉南市信達岡中1170番地の３
債務者　松下　英雄
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６０３号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目６番17号　１号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―２―1308
債務者　石山　泰規
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６５５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目13番６号　ハイツアルペン武庫之荘40Ｂ
債務者　群馬寿美世
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９９１号
札幌市中央区北３条東10丁目16番地10　シエルエトワレ204号
債務者　村瀬美由紀
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１７８号
札幌市北区北14条西４丁目１番21―402号
債務者　畠中　聖子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１９３号
北海道恵庭市漁町160番地
債務者　渡邊由美子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１９９号
札幌市白石区南郷通３丁目北４番36号　サニーサイドＡ―102号
債務者　富樫　孝行
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２００号
札幌市白石区川下１条６丁目２番２―301号
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２０１号
札幌市白石区川下１条６丁目２番２―301号
債務者　吉田　真里
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５号
北海道伊達市南稀府町305番地114
債務者　川村恵里子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
北海道登別市富士町６丁目29番地２
債務者　浅井　克巳
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
（前住所）群馬県高崎市江木町969番地１　レオパレスピュアハイツ江木201号
債務者　五十嵐　茜
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第９３９号
堺市西区浜寺昭和町１丁157番地　ハイツＭ206号
債務者　桂　　隆人
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４７号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁321番地　ハイツ翠光園301号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西１丁９番地60
債務者　北村　長志
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係